

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱の一部改正
【建築都市局指導部建築指導課】

2

◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】

4

北九州市告示第339号

北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年9月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱（平成2年北九州市告示第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「昭和25年政令第338条」を「昭和25年政令第338号」に改める。

第3条第2項中「第18条第2項の規定による通知に係る建築物」を「第18条第2項本文の規定の適用を受ける共同住宅等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第6条の規定は、建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例（昭和41年北九州市条例第41号）第2条の規定の適用を受ける共同住宅等並びに小倉北区及び八幡西区内の都市計画法第8条第1項第1号の商業地域（容積率が500パーセント以上の商業地域に限る。）内に建築する共同住宅等については、適用しない。

第5条第1号を次のように改める。

（1） 住戸の専用面積は、25平方メートル以上とすること。ただし、単身学生又は単身高齢者が居住する共同住宅等で、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室等を設ける場合は、18平方メートル以上とすること。

第5条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「に努める」を「を行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「よう努める」を削り、同号を同条第5号とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「同じ」を「同じ。」に改め、同項第2号中「第一種中高層住居専用地域」の次に「及び第二種中高層住居専用地域」を加え、同項第6号中「準工業地域及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「ワンルーム形式」を「専用面積が40平方メートル未満」に、「2戸」を「3戸」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項第2号を次のように改める。

（2） 専用面積が40平方メートル未満の住戸を有する共同住宅等の場合

は、管理人を置き、又は管理人と同等の管理を行う者に対し管理を委託すること。

第9条第1項中「2部」を「1部」に改める。

付 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

北九州市公告第 6 8 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 3 年 9 月 2 2 日 第 1 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市戸畑区浅生三丁目 3 3 番 1 及び 3 3 番 6	4. 0	3 6. 3